



取引店 □□□ □□□□□□□□ □□□

第14条（その他、了解事項）

- 1. 甲は、次に掲げる事項その他、取引に係る権利義務関係を了解の上、事前登録型株式等貸借取引を行うものとする。
(1) 事前登録型株式等貸借取引は、甲口座の株式等を乙が無担保で借入れる取引であり、乙の財政状態が悪化して前条第3項各号に掲げるような事由を生じた場合、貸出した株式等又はこれに代わる金員、乙が支払うべき登録料及び第6条第1項第1号による金員（以下、配当相当金という）等の支払の全部又は一部を受領できなくなる恐れがあること。
(2) 登録中の株式等について株数変更等があった場合、これによって発生する新株式等は自動的に登録中の株式等となること。
(3) 合併、会社分割その他の理由により、登録中の株式等に代えて他の株式等が交付される場合、交付される新株式等は登録中の株式等となること。
(4) 甲が個人である場合、登録料及び配当相当金は、通常は雑所得に該当するものと考えられること。
(5) 甲が法人である場合、配当相当金は、益金不算入の対象となる受取配当等には該当しないこと。
2. 甲及び乙は、本契約に定めのない事項は、証券取引に関する法令、取引所及び日本証券業協会の諸規定並びに諸慣行によって処理し、これらにおいても定めのない事項は、甲乙協議して決定するものとする。
3. 本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとし、本契約に関して争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名（又は記名）押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 所在地又は住所

名称又は氏名
(及び法人の場合代表者氏名)



乙 所在地

名称
(役職氏名)



事前登録型株式等貸借取引に関する基本契約書

(以下、甲という)と野村證券株式会社(以下、乙という)は、甲を貸出者、乙を借入者とする事前登録型株式等貸借取引に関し、以下のとおり基本契約(以下、本契約という)を締結する。

第1条（定義）

本契約及び本契約に基づく取引における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 株式等 株券、出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、外国株預託証券(外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう)、外国証券信託受益証券(受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券又は外国投資信託受益証券を信託財産とするものをいう)で、国内の金融商品取引所(以下、取引所という)に新たに上場される又は既に上場されているものをいう(いずれの有価証券も、券面の発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む)。
(2) 対象株式等 甲が乙に開設した口座(以下、甲口座という)において管理される株式等(但し、野村ホールディングス株式会社が発行する株式等その他、乙が定めるものを除く)であって、本契約を除き、甲が譲渡その他の処分を行っていないものをいう。
(3) 事前登録 対象株式等の全部又は一部について、甲が乙に対し、事前登録型株式等貸借取引の実施を許諾することをいう。
(4) 登録中の株式等 甲が事前登録を行っている株式等をいう。
(5) 事前登録型株式等貸借取引 乙が登録中の株式等を借入れ、借入れた株式等と同一の銘柄の同量の株式等を返還する、株式等の消費貸借取引をいう。
(6) 主要取引所 株式等の銘柄毎に、その取引が主に行われているものとして乙が定める取引所をいう。
(7) 時価 株式等について、主要取引所における最終価格(気配表示が行われているときは、最終気配値段。当該株式等を上場する取引所がなくなった場合(合併、会社分割その他の理由により、登録中の株式等に代えて他の登録可能な株式等が交付される場合を除く)は零とする)を単価として算出される価額をいう。
(8) 営業日 取引所の休業日以外の日をいう。
(9) 個別取引 本契約に基づいて行われる、個々の借入及び返還をいう。

第2条（株式等の借入及び返還）

- 1. 乙は、登録中の株式等の全部又は一部について、その株式等に係る事前登録が終了される日(以下、登録終了日という)又はその前に返還することを条件として、任意に借入れることができる。
2. 前項による借入及び返還は、法律が定める振替制度における振替によって行うものとする。
3. 乙が特定口座で管理されている株式等の借入を行った場合は、その借入に係る返還は一括して行うものとする。

第3条（事前登録に係る条件）

- 1. 乙は株式等を借入れる期間について、次のいずれかの方法を用いることができる。
(1) 事前登録の有効期間内とするほか、特に条件を定めない方法
(2) 当該株式等について、配当金、分配金又は株主優待物の権利者を定める基準となる日を借入れる期間から除外させる等、権利喪失による逸失利益を甲に与えない方法
2. 前項にかかわらず、登録中の株式等の中に、上場する取引所がなくなる株式等がある場合(合併、会社分割その他の理由により、登録中の株式等に代えて他の登録可能な株式等が交付される場合を除く)は、その株式等

に係る登録終了日は、上場する取引所がなくなった日（以下、上場廃止日という）とする。

3. 事前登録は、当該事前登録の終了を求める甲の通知を、乙が受領した日に終了するものとする（但し前項によって既に終了している場合を除く）。
4. 一つの事前登録は、分割して終了させることができない。但し、複数の事前登録が並存する場合、その内の一又はそれ以上の事前登録を終了させることを妨げない。

第4条（登録料の支払）

1. 乙は、登録中の株式等について、その株式等に係る事前登録が行われた日から登録終了日の前日までの間に、甲に登録料を支払うものとする。
2. 登録料は毎日、登録中の株式等の時価の合計額に登録料率を乗じて365で除し、1銭未満の金額を切捨てて算出するものとする。
3. 前項の登録料率は、予め適用期間を特定して乙のホームページ上に提示するものとする。
4. 登録料の支払は、各月分の合計額（但し、1円未満の金額は切捨てるものとする）を翌月10日（その日が営業日でない場合は直前の営業日とする）までに、甲口座に入金して行うものとする。
5. 第2条による借入については、前各項による登録料の他には対価の支払、担保の差入等を要しないものとする。

第5条（対象株式等の払出し）

1. 甲が対象株式等のうちのいずれかの銘柄について、他の証券会社への移管その他甲口座からの払出し（売却に伴うものを含む。以下、払出しという）を行う場合において、その銘柄の一部が登録中の株式等とされているときは、登録中の株式等以外の銘柄の払出しを行うものとする。
2. 甲が登録中の株式等の払出しを行う場合は、その株式等に係る事前登録が終了した後にこれを行うものとする。

第6条（配当金、株式分割及び新株予約権等の処理）

1. 第2条によって乙が借入れている株式等（以下、借入株式等という）について、その株式等の発行者が権利を付与する者を定める日が到来した場合は、次の調整を行うものとする。
 - (1) 配当金又は分配金が付与される場合は、乙はその金員の額を遅滞なく甲に支払う。
 - (2) 借入株式等について、株式分割若しくは株式併合又はこれらに類する事象（以下、株数変更等という）を生じた場合は、その株数変更等の効力が生じた日以降、その株数変更等を生じる前の借入数量に対し、その株数変更等に応じた変更を行った数量を借入れているものとして取扱う。但し、1株未満の数値を生じるときはこれを切捨てたものを借入数量とし、乙は切捨てた数量について、その時価を遅滞なく甲に支払うものとする。
2. 前項に規定するものを除き、借入株式等について付与される株主優待物、新株予約権その他の権利については、乙から甲への金銭交付その他の調整は行わないものとする。
3. 借入株式等に関しては、甲は、議決権その他の共益権の行使について、乙その他の者に何らの指示も行えないものとする。

第7条（借入株式等の返還不能等に係る特例）

1. 借入株式等について、第3条第3項によって登録終了日が到来した場合において、主要取引所が上場廃止を決定した日から上場廃止日まで、中3営業日以上の間隔がないときは、上場廃止日の直前の営業日におけるその株式等の時価（これが存在しない場合は、直前の時価とする）に相当する金銭の支払を以て、その株式等の返還に代えることができる。
2. 天災、戦災、経済事情の激変その他やむを得ない事由によって、借入株式等を当初の登録終了日まで返還できなくなった場合は、その事由がなくなった日の翌営業日を登録終了日とする。

第8条（遅延損害金）

乙が第2条、第4条又は前2条の定めによる債務の履行を遅滞した場合は、次に掲げる区分に応じ、その債務の履行期の翌日から履行までの間、当該各号に掲げる金額に年6%の割合を乗じた金員を、遅延金として甲に支払うものとする。

- (1) 金銭の交付を遅滞した場合 当該金額

- (2) 株式等の交付を遅滞した場合 履行期におけるその株式等の時価

第9条（連絡）

1. 本契約に係る連絡は、本書の署名欄に記載されている所在地又は住所（次条によって改めて連絡先が通知されたときは、当該連絡先）に書面で送達された場合は、有効になされたものとみなす。
2. 甲及び乙は、前項の書面が転居、不在その他相手方の事情によって延着し、又は到達しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したのものとして取扱えるものとする。
3. 相手方の事前の承諾がある場合には、前2項の書面の送達は、情報通信の技術を利用する方法によって代えることができる。

第10条（連絡先等の変更）

甲及び乙は、所在地、住所、名称、氏名その他、本契約に係る連絡に当たって必要となる事項に変更が生じる場合は、遅滞なく相手方に通知するものとする。

第11条（個別取引の明細）

1. 乙は、個別取引を行った場合、日付、銘柄名、数量等を掲載した個別取引明細書を、遅滞なく甲に交付するものとする。
2. 甲は個別取引明細書によって個別取引の動向を確認するものとし、個別取引毎の契約書の作成は省略するものとする。
3. 甲及び乙は、相手方又は相手方の監査を担当する監査法人若しくは公認会計士から、個別取引の動向の確認を求められた場合は、遅滞なく回答するものとする。
4. 乙は、甲の承諾を得た場合、個別取引明細書の交付を電磁的な方法で行えるものとする。

第12条（権利の譲渡、質入れ等の禁止）

本契約に基づく地位及び権利については、相手方の書面による事前の同意を得た場合を除き、第三者への譲渡、質入れその他の処分を行えないものとする。

第13条（契約の有効期間と解除）

1. 本契約は、契約締結日に効力を発し、以後、解除されるまで効力を有するものとする。
2. 甲は、乙に通知することにより、いつでも本契約を解除できるものとする。但し、本項に基づく解除は、登録中の株式等がある場合は、それら全てについて登録終了日を経過させた上で、これを行うものとする。
3. 乙について次に掲げる事由が生じた場合は、本契約は直ちに解除されるものとし、登録中の株式等があるときは、その株式等については、第3条その他の取決めにかかわらず、当該事由が生じた日を登録終了日とする。
 - (1) 破産手続、再生手続若しくは会社更生手続又はこれらに準じる手続の開始を求める申立てがあったとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 支払を停止したとき。
 - (4) 解散決議その他、解散に帰結する決定又は手続がなされたとき。但し、合併に伴うものを除く。
4. 甲について相続が開始した場合において、登録中の株式等があるときは、その株式等については、第3条その他の取決めにかかわらず、当社が当該相続の開始を確認した日に第3条第3項に掲げる通知がなされたものとし、登録中の株式等がなくなったときをもって本契約は解除されるものとする。
5. 乙が事前登録型株式等貸借取引に係る業務を廃止することとなった場合その他、合理的な事由がある場合は、乙は甲に通知することによって本契約を解除できるものとする。この場合、登録中の株式等があるときは、第3条その他の取決めにかかわらず、当該通知を発送した日の翌々営業日を登録終了日とし、当該登録終了日の満了をもって本契約は解除されるものとする。
6. 甲及び乙は、登録終了日如何を除き、本契約の解除は解除前の原因に基づく債権債務関係に影響を与えないことを、相互に確認する。
7. 前条、前項、本項及び次条第3項が規定する内容は、本契約が解除されても甲及び乙を拘束するものとする。